

「サービス付き高齢者向け住宅」に係る 固定資産税減額措置

下記の基準に適合する認定を受けた「サービス付き高齢者向け住宅」を新築した場合は、固定資産税を減額します。

＜対象要件＞ ※次の要件をすべて満たす住宅

- ・平成27年4月1日から令和7年3月31日までの間に新築されたもの
- ・「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき認定された「サービス付き高齢者向け住宅」として登録されている貸家住宅
- ・国から「サービス付き高齢者向け住宅の整備に関する費用」の補助を受けていること
- ・主体構造部が耐火（準耐火）構造、又は「総務省令」で定める建築物であること
- ・共有部分を含む居住部分の床面積が1戸あたり30㎡以上160㎡以下であること
- ・住宅の戸数が10戸以上のもの
- ・契約形態が賃貸借契約であること

＜減額内容＞

固定資産税額の3分の2相当額を、新規課税年度から5年分減額します。

※1戸あたりの減額は、共有部分を含む延床面積の120㎡相当分までになります。

＜申請方法＞

＜対象要件＞に該当する住宅を新築された翌年の1月31日までに、下記の書類を資産税課 家屋グループへ提出してください。

※期限経過後の申請の場合は、減額が受けられない場合があります。

- ① 新築住宅に対する固定資産税の減額申告書【様式第113号（第16条関係）】
- ② 「サービス付き高齢者向け住宅」の登録を受けている証明書類の写し
- ③ 国又は地方公共団体から「サービス付き高齢者向け住宅の整備に関する費用の補助」を受けている証明書類の写し
- ④ 各階平面図の写し

＜注意事項＞

他の固定資産税減額制度と重複して適用はされません。

問い合わせ先：磐田市 企画部 資産税課 家屋グループ 電話：0538-37-4809